

終章 研究の総括

終— 1 各章の要約

人口減少のみならず近代的生活様式の浸透により、過疎地の集落においては集落環境の利用管理を行う主体を失いつつあり、環境管理問題が表面化してきた。これまでの集落の構成員だけでは集落環境の利用管理の主体としての役割を担っていくことは困難である。地域間を移動する人々を集落環境の利用管理の主体に積極的に位置づけることが、このような状況を解決する糸口になる可能性があるのではないだろうか。

本研究では、家族社会や集落社会に着目し、地域間を移動する人間（集団）を集落環境の利用管理の主体として位置づけ、集落において集落環境の利用管理を続けていくための潜在的可能性を検証することを目的とした。

このため、「帰省する家族・親類は集落環境の利用管理の担い手になり得る」という仮説と「転入者は集落環境の利用管理の担い手となり得る」という仮説を設定し、実態把握を通してそれらの潜在的可能性を検証した。本論文は1章から5章、及び研究を総括する終章で構成されている。

第1章「研究の目的と方法」では、研究の背景と目的、研究の枠組みと仮説の設定、研究の方法について記した。また、研究の位置づけを既往研究との関連により整理し、本研究を集落の存続と集落環境の利用管理に関わる集落計画の基礎的研究に位置づけた。

第2章と第3章では、長野県長野市の山間部に位置する集落を対象に集落社会による共同の維持管理の実態と、「帰省する家族・親類は集落環境の担い手になり得る」という仮説のもと、家族社会による農地の利用管理の実態把握を行った。

第2章「集落社会による共同の維持管理の実態と簡略化の傾向」では、集落社会による共同の維持管理の実態について着目した。長野県長野市において中山間地域等直接支払制度に基づく集落協定を締結した全ての協定集落を含む80のセンサス集落を対象とし、各集落における共同の維持管理の実態と、その差異の要因と、維持

管理の簡略化の傾向について把握した。

ここでは、まず、38 作業箇所を設定し 7 つの作業内容を過去 1 年間におこなったかを把握した。作業箇所と作業内容から集落を 7 つに類型化し、それぞれの維持管理の特徴を把握した。また、それらの類型を、よく維持管理が行われている類型からあまり維持管理が行われていない類型まで整理し、維持管理の簡略化の傾向を把握した。次に、類型間において土地条件の差と耕作条件の差によって、7 つの類型を大きく 4 つのまとまりに捉え直した。そして、4 つのまとまりの中から事例集落を選出し、共同の維持管理の差異の基となる要因を調査した。それらの結果を「水利システムの違い」「道普請の方法の違い」から整理し、共同の維持管理の差異に影響を与える要因を推察した。

以上から維持管理の差異の要因として、次の 2 点を抽出した。①地形が水利システムの基礎をなし、「ため池・水路の共用の有無」に影響し、それが集落内の水利に関する組織と関連し、水利・防災に関する共同の維持管理に影響を与える要因となっていると考えられること。②集落内の下部組織が神社や公民館に関する共同の維持管理と道普請とを同時に行うか否かに影響を与える要因と考えられること。

第 3 章「帰省する地域外家族による私用空間の利用管理の実態」では、家族社会による農地の利用管理について着目した。長野県長野市信更地区赤田区を対象とし、帰省した地域外家族を含めた農地の利用管理の実態を把握した。

まず、農家と地域外家族の年齢分類を行い、それらの関係を整理した。次に、農家と地域外家族の労働力の特徴を明らかにした。また、地域外家族の労働力に対する農家の評価を明らかにするとともに、代替労働支援主体の有無などから地域外家族の農家への労働支援の必要性を明らかにした。それらの結果として、農家の年齢分類毎に、地域外家族による労働支援の実態を明らかにした。具体的には次の通りである。若年農家では、水田の収穫時期に単純作業を地域外家族が行っている。中年農家では、地域外家族が農家の体力低下を補い農繁期に水田・果樹園ともに大きな面積を耕作することを可能にしている。高年農家では面積は小規模であるが、地域外家族が高齢者の耕作の継続を支え、特に果樹園を支えている。

以上から、農地を利用管理していく上で農家が高齢化する程、地域外家族の労働支援の必要性が高まり、水田に比べて手作業の多い果樹園においてその労働支援の必要性が高まることを明らかにした。

よって、今後、農家の高齢化が進展していくので、帰省する家族・親類が農地の

利用管理を支援する主体となる潜在的可能性があり、特に果樹園で高いことを明らかにした。

第4章、第5章では、鹿児島県南西諸島を取り上げ、「転入者は集落環境の利用管理の担い手となり得る」という仮説のもと、人口増加が認められた数少ない集落を事例として実態把握を行った。

第4章「転入者による生活様式の混在とその課題」では、人口増加に転じたものの、伝統的生活様式が失われつつある鹿児島県鹿児島郡十島村小宝島を取り上げた。2回の現地踏査時に滞在した計51名を対象として、伝統的生活様式と近代的生活様式の混在の状態を明らかにし、集落環境の利用管理を続けていくための課題を明確化した。

ここでは、まず、海に囲まれ物資の流入に一定の制約が認められる離島において、食材の入手方法やゴミ処理方法などから物質の循環・フローにみる生活行為を明らかにした。また、一日の行動内容、移動経路、行動時間などから離島における空間の利用状況にみる生活行為を明らかにした。次に、設定した生活環境指標に対して満足度評価などを行い、生活意識を明らかにした。

これらの結果と島民の属性を整理し、6つの生活系を抽出することで、伝統的生活様式と近代的生活様式の混在の状態を明らかにした。さらに、それらのうち転入者の生活系から、集落環境の利用管理の担い手となり得る生活系を抽出するとともに、定住者の生活系から、集落社会が集落環境の利用管理を続けて行くための問題点を明らかにした。

以上から、転入者が集落環境の利用管理を担うためには、以下の2点が課題であることを明らかにした。①近代的生活様式の経験を有している転入者に伝統的生活様式を伝えていくこと②集落社会において共同意識を再構築していくこと。

第5章「転入者による集落活動への参加と共用空間の利用管理」では、前章で明らかになった課題を踏まえて、祭事行事などの集落活動への転入者の参加状況に着目している。研究対象としては、転入による人口増加を背景に集落社会を再編した鹿児島県大島郡瀬戸内町瀬相集落を取り上げた。

ここでは、まず、昭和52年と平成12年の2時点から集落活動の変化を明らかにし、集落社会の再編と、共用空間の利用管理の因果関係を整理した。次に、転入年・

性別・年齢・転入経緯・土地建物の所有・転入のきっかけより整理した転入者のプロフィールと、5つに類型化した転入者の集落活動への参加状況との関係を明らかにした。

その結果、祭事行事などの集落活動へ転入者が転入経緯・年齢・性別の違いによってさまざまな立場で参加することで、共用空間の利用管理に好影響を与えていることが明らかになった。

以上より、祭事行事などの集落活動を通して、転入者が伝統的生活様式を受け継ぎ、集落社会が共同意識を再構築していくことで、転入者が集落環境の利用管理の担い手となり得るといふ潜在的可能性があることを明らかにした。

終— 2 地域づくりへの展開

(1) 地域づくりの展開プログラム

「団塊の世代」¹⁾が65歳の老齢期に入る2013年前後から、定年帰農や新規就農などによる都市部から農村部への人口の移動が活発になると想定できる。よって、今後さらに深刻さを増すと予想される過疎化・高齢化の進展に対して、2013年を地域づくりの展開プログラムにおける節目とする。

1) 概ね30km圏内の中山間地域において

① 当面の対応

当面は、帰省先となる家族が多く定住しており、かつ概ね30km圏内で「居住地の変更を伴わない移動」が行われる中山間地域においては、私用空間の利用管理を持続していく。この時の計画的手法としての一つとして、集落協定の活用が考えられる。集落協定では、『協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う者』²⁾であり、『所有者ではなく耕作、農地管理等を行う者』³⁾が交付金支給の対象となるので、帰省する家族・親類を交付金の交付対象者としていくことで、計画的に私用空間の利用管理を担保していくことができる。

また、有給休暇の活用やワークシェアリングなどの施策の充実によって働き盛りの男性が農作業の労働支援主体となっていくことを促し、男系の家族・親類のネットワークを活かしていくことで、さらに私用空間の利用管理を展開していくことができる考える。

② 「団塊の世代」の受け入れ

帰省先となる家族が減少し、帰省など「居住地の変更を伴わない移動」が期待できなくなった場合には、2013年頃を目処に「団塊の世代」を転入者として積極的に受け入れ、転入者の祭事行事などへの参加を促し、共用空間の利用管理を重点的に展開していく。このときの計画的手法の一つとして、認可地縁団体制度の活用が考えられる。認可地縁団体制度では『地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有』⁴⁾し、『良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を』⁵⁾行うことが目的とされ、『その区域に住所を有するすべての個人は、構成

員となることができる』⁶⁾ ので、転入者を含めて共用空間の利用管理を展開していくことができる。特に女性の共用空間の利用管理への参加を促すために、自治会における女性参画や婦人会による共用空間を活用した活動を促して行くことで、さらに共用空間の利用管理を展開していくことができると考える。

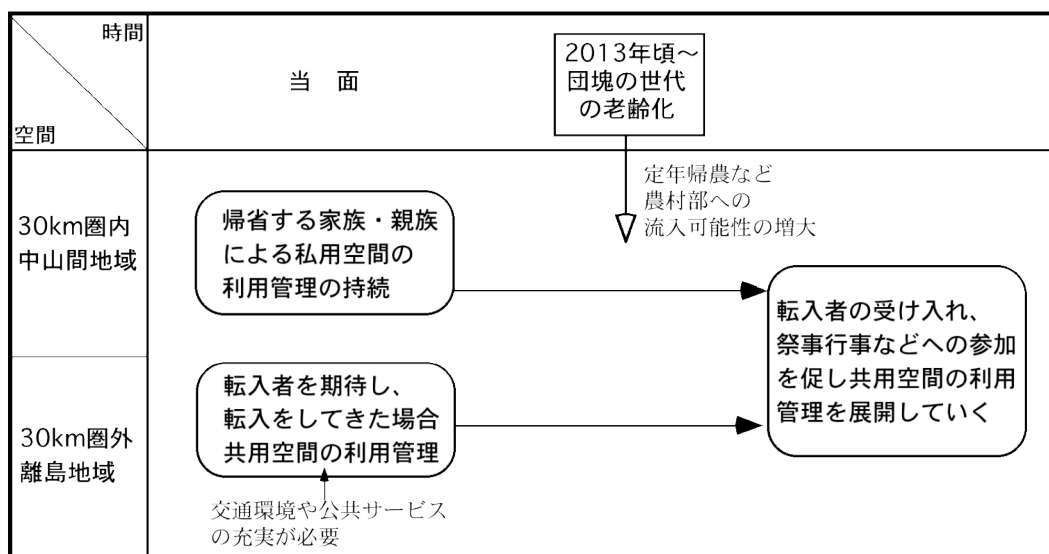
2) 概ね 30km 圏外の離島地域において

①当面の対応

また、帰省先となる家族が減少しており、かつ概ね 30km 圏外で「居住地の変更を伴わない移動」がほとんど行われない離島地域においては転入者を期待せざるをえない。転入してきた場合には共用空間の利用管理を展開していくことが考えられる。この時の整備的対応として、公的サービスを受けられるようにするために、交通環境や公共施設の充実が考えられる⁷⁾。これは集落ひとつで考えるのではなく、大字や旧村というような圏域的まとまりで考えていく必要がある。これらのとこで転入する可能性を広げていくことができる。

②「団塊の世代」の受け入れ

2013 年頃を目処に「団塊の世代」が都市部から農村部へと活発に移動するように成った際には、前項と同様の方法で転入者を積極的に受け入れ、転入者の祭事行事などへの参加を促し、共用空間の利用管理を重点的に展開していくことが考えられる。



図終-1 地域づくりへの展開プログラム

2) 制度的な提案

以上、地域づくりの展開プログラムを例示したが、既存の制度を活用することを基本に例示した。特に 2013 年前後を目処に転入者を含めた共用空間の利用管理を展開していくための制度の充足が必要になると考える。

共用空間の利用管理では、地縁団体に法人格を与え、共有地の所有をできるようにした認可地縁団体制度が有効であると考え。しかし、共用空間の利用管理をさらに活発とさせるために交付金を支給するなどの仕組みには、不十分であると考え。

一方で、協定に基づいて交付金を活用できる集落協定が、特に私用空間の利用管理に有効であると考え。しかし、集落協定の共同取り組みの単位である協定集落は、対象農地のまとまりを基本としており、本研究で扱った非農家を含めた自治活動を行う集落社会とは、必ずしも一致しない。つまり共用空間の利用管理を展開していく際には、有効には機能しないこともあると考えられる。

そこで、集落協定の制度と認可地縁団体制度の利点を組み合わせた制度を、2013 年を目処に制度設計していくことを提案する。

過疎地域に位置する一定の人口規模（例えば 100 名）以下の認可地縁団体において、認可地縁団体を構成する個人同士が集落環境の利用管理を行うための「集落環境利用管理協定」を締結し、計画的に共用空間の利用管理を行う場合に、交付金を一定の期間、直接支払する制度をつくる。

これにより、団塊の世代を取り込み、転入者を含めた共用空間の利用管理を展開しやすくなると考える。

<補注>

1) 日本人口学会(2002)において、『1947年～49年の間の年間出生数は毎年270万人弱を数え、粗出生率は33～34%の高水準を記録した。(中略) ベビーブーム期に生まれた人々は後に堺屋太一の小説のタイトルをとって「団塊の世代」と呼ばれるようになったとしている。

2) 山下(2001)より引用した。

3) 山下(2001)より引用した。

4) 地方自治法第260条2項より引用した。

5) 地方自治法第260条2項より引用した。

6) 山崎(1997)より引用した。

7) 4章の事例では、小中学校の施設整備が行われ、それとともに接岸港が整備されるなど公共施設の充実や交通環境の向上がおこなわれた。5章の事例でもカーフェリーの就航という交通環境の向上がおこなわれた。これらにより転入者が流入し人口増加に転じたといえる。よって、公共施設の充実や交通環境の向上が転入者を受け入れて行く上で、一つの方法であると考えた。

<参考引用文献>

(1) 日本人口学会編「人口大辞典」培風館、2002. 6、p113

(2) 山下仁「制度の設計者が語るわかりやすい中山間地域等直接支払制度の解説」大成出版会、2001. 8、p191～p192

(3) 山崎丈夫「法人格取得の意義と手続き-認可地縁団体としての権利能力の保有-」『自治会町内会情報誌まちむら 60号』財団法人あしたの日本を創る協会、p44～46、1997. 12